

虐待防止マニュアル

える訪問看護ステーション

R6.1.1

窓口相談や従業員申告による事例発見の際の流れ（疑わしい場合も広く含んで対応）

※主要な判断は、客観的立場である委員会が決定

<p>緊急性の判断</p>	<p>○受付者（発見者）は高齢者虐待防止委員会構成員に相談。 速やかに委員会が緊急性を判断する。</p> <p>○並行して受付記録会-議録を作成する(書式の整理より速やかな報告が優先)</p> <p>* 緊急性ありの場合：利用者の安全確認を優先。 委員会により早急に行政機関へ通報し介入依頼。 ※ケアマネジャー等がいる場合は委員会判断を事前に伝達</p>
<p>【緊急性の判断基準】</p> <p>◎ 24時間以内に安否確認が必要</p> <p>①「職員・家族等から暴力を受けている」「うめき声や泣き声等を聞いた」 ②「必要な医療等を受けられず衰弱している」 ③「医療措置が必要なのに、閉じこめられた状態」 ④「施設等から家族等が無理やり引き取り、家族等による加害が懸念」</p> <p>◎ 立ち入り（行政の早急な介入）が必要</p> <p>⑤ 上記①～④の通報を受けたが、職員・家族等の拒否・接触困難により、 24時間以内の安否確認ができなかった。 ⑥ 虐待を受けている可能性が高く、職員・家族等が面会に拒否的で実態の把握や要 援護者の保護が困難。 ⑦ 職員・家族等の言動が不安定で一緒にいる要援護者の安否が懸念される。</p>	
<p>情報収集 事実確認</p>	<p>○相談を受けたときは、速やかに委員会が事実確認を行う</p> <p>確認事項：虐待の種類—程度、事実と経過、安全確認、身体・精神・生活状況</p> <p>擁護者との関係、関係機関からの情報</p> <p>○原則、現場訪問・要援護者に面会して確認。複数名で訪問。 訪問の際は、要援護者との信頼構築を最優先にし確認事項は柔軟に対応。</p> <p>○安全確認と本人保護を並行して実施（生命の危険性が高い場合）。 要援護者の連れ出し、ショートステイの手配など</p>

<p>初動対応会議</p>	<p>○虐待の有無・対応方針を決定</p> <p>・参加者：委員会、相談対応者、その他委員会が必要とする者（外部関係者など）</p> <p>・検討内容：アセスメントの確認検討、支援方針・内容の協議</p> <p>対応者（関係機関含む）の役割確認・明確化、連絡体制（主担当者）の決定</p> <p>○会議録、支援計画の作成、確認</p>	
<p>行政へ報告 （通報）</p>	<p>○委員会の指示に基づき報告（通報）</p> <p>※明らかな勘違い等の、虐待気配がない場合以外は報告</p> <p>※報告担当者・相手先・方法（口頭か書面かなど）を委員会が指定</p> <p>報告の結果も委員会が聴き取り</p>	
<p>支援実施</p>	<p>A： 「虐待のおそれにとどまる」 「虐待あり 既存の枠組みで対応」</p>	<p>○既存サービス活用とケアプランの点検や見直し （の依頼）</p> <p>○用具や介護技術など、改善に資する方法の情報提供</p> <p>○継続的な情報収集・経過観察</p>
	<p>B： 「虐待あり 積極的な介入が必要」</p>	<p>○行政機関へ介入依頼・情報提供 （行政からの継続的な経過の聴取り）</p>
<p>継続対応会議 再アセスメント・ 点検</p>	<p>○変化する状況が無いか、委員会が継続的に情報収集（状況の再アセスメント）</p> <p>○状況の変化による支援方針変更の必要性の検証</p> <p>○委員会による支援方針の修正</p> <p>【行政機関等に委任の場合は、その会議参加・聴き取りで代替可】</p>	
<p>事後フォロー （再発防止）</p>	<p>○対応会議による評価をもとに、委員会が支援終了を決定。</p> <p>※利用者が尊厳を回復したと認められる場合</p> <p>○要援護者のフォローアップ 再発防止のために、サービス利用・地域見守りなど支援等を継続する。継続支援の役割分担を明確化。</p> <p>○計画的な虐待者のフォローアップ 継続的な状態観察、環境変更・研修実施など再発防止の取り組み提案</p> <p>【行政機関等に委任の場合は、その決定の聴き取りで代替可】</p>	